

令和5年
3月 舟橋村議会定例会会議録（第2号）

令和5年3月13日（月曜日）

議 事 日 程

令和5年3月13日 午前10時00分 開議

- 日程第1 村政一般に対する質問並びに議案第1号から議案第14号まで
（一般質問・質疑、常任委員会付託）
- 日程第2 陳情について
（常任委員会付託）
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7名）

1番	小杉知弘君
2番	古川元規君
3番	加藤智恵子君
4番	田村馨君
5番	森弘秋君
6番	竹島貴行君
7番	前原英石君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村長	渡辺光君
教育長	早川誠一君
総務課長	松本良樹君
生活環境課長	田中勝君

会 計 管 理 者 林 輝 君
代 表 監 査 委 員 川 崎 正 夫 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 松 本 良 樹
事 務 局 係 長 喜 田 義 樹

午前10時00分 開議

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、令和5年3月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第1号から議案第14号まで

○議長（前原英石君） 日程第1 議案第1号 令和5年度舟橋村一般会計予算から議案第14号 村道の路線認定の件まで、14件を一括議題とします。

（一般質問及び質疑）

○議長（前原英石君） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

5番 森 弘秋君。

○5番（森 弘秋君） おはようございます。

私からは、通告してあります2点について質問いたします。

1点目、子育てしたくなる村づくりを目指す村長はどのように導くのかという質問です。

舟橋村は、平成23年、第4次総合計画で「子どもを産み育てやすいまちづくり」をキャッチフレーズとして、以来十数年間、現在においても、今後も、子育て支援のさらなる強化を図ることにより、安心して子どもを産み育てられ、子どもたちの笑顔あふれるまちづくりを行っていく必要があると銘打ち、現在まで取り組んでおります。

歴史がありますので若干遡ってみますと、平成2年、第2次総合計画によると、人口は1,371人、世帯数346戸であった村が、第3次、第4次においても「子どもを産み育てやすいまちづくり」の取組の結果、平成23年4月の人口は3,030人、世帯数は972戸から急激に増え、現在は3,271人、世帯数が1,157戸となり、県内唯一の人口増を保っております。そして、第5次総合計画においても、「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」として取り組んでおります。

各地域においてはデベロッパーの開発による団地の整備、リラフォートふなはし、また現に、パレットタウン東芦原26区画で3棟が建設中、株式会社エーピーエスによる4区画の1区画が予約済みであり、今後ますます人口増が見込まれております。

先日、町村議会研修会で人口推移の話がありました。これによれば、舟橋村は、2010年を100として、2040年には113.8%、2060年においても111.5%と、断トツで人口を維持し、舟橋のみ人口増となっております、県においてですね。

少し前置きが長くなりましたけれども、「志ある者は事ついに成る」といいますが、ふだんからの取組が大事であります。

株式会社エーピーエス4区画の宣伝文が掲げてありますが、ちょっと言葉を言いますが、憎らしいではありませんか。「子育て環境豊かな、のどかな村です」。この宣伝に負けておられません。10年先のことも考えなければなりません、今はそんなことは言っておられません。子どもたちの勉強する場所、遊び場所等の整備が喫緊の課題であることは否めません。

村長は、公約として、子育てしたくなる村づくり、子育てと仕事を自由に選択できる村づくり、プラスひとりの環境整備を掲げておられます。令和5年度には、保育所の増設、保育士の増員も予算化されるでしょう。

それで、これからどうするか。村長も提案説明で組織改革について述べておられますが、来年度も今年度に引き続き取り組む。3月中には新規人事評価も実施すると言っておられます。そのとおりです。もはや役場の組織改革なくしては前には進まないと思われれます。

また、舟橋村の人口推移、今後の出生数の動向をどのように見込まれているのか。住宅団地の動向は。人口動態は。村の人口をどう捉えているのか。それに対する施設等の対応はどう考えておられるのか。村長の考えはいかがですか。

ところで、12月議会で村長は、住民の皆様へ舟橋村の立て直しを訴えておられる。「再生」と「創生」は一見似た言葉であるかのように見受けられますが、「再生」は元に戻すといった意味合いが強い。不正や隠ぺいがまかり通る状態になると考えます。「創生」は、もちろん新たなものをつくり上げるという意味ですが、私自身は、過去の慣習・慣例にとらわれないという意味とも捉えております」。

その物の考え方には、大いに賛成です。過去の慣習・慣例にとらわれていては、新しい考えは浮かばない、実行できないと思います。

村民をはじめ行政がこぞって子育てしやすい役場の構築が必要です。人材の登用です。こんな話がありますね。A I に登場してもらって、A I に質問したら答えを出してくれるということを言っておりますが、どうか分かりませんが。

先ほども言いましたが、子どもたちはまだまだ増える。うれしいではありませんか。その分野の組織が必要です。人材が必要です。

そこで提案ですが、現役場の生活環境課を分割し、仮称「住民自治課」及び「こども支援課」に分割し、専門家を配置し対応すべきであると考えます。

富山県も時代に即した専門の課を4月から発足されると聞いております。子ども家庭庁の構想もあります。

日本一面積の小さい舟橋村も負けてはおられません。村長は、令和6年度に実施と言っておられますが、それも早い時期に布石を打たねばなりません。即断と実行の村でありたいと考えますが、村長の聡明な判断をお聞かせ願います。

本当にお母さん方が舟橋村に住んでよかったと思っただけの役場、村にしなきゃいけないと考えます。子どもたちは将来の夢ですから。

次に、小学生の学習発表における看板の提案を生かそう。

先日、舟橋村を流れる川にサケの放流を環境教育の一環として実施されましたと某新聞が大きく取り上げており、さらに舟橋村新聞にも、総合的な学習の一環として、川をきれいにと題して取り上げて掲載されておりました。

教育基本法第2条第4項、生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。学校教育法第31条には、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとするがあります。

舟橋村の村民憲章の前文にも、「風わたる稲穂の大地、水清く、立山をはるかに望む」と。そして、「自然と遊べる豊かなみどりを育てましょう」とうたっております。

まさに、先で行われた小学生の学習発表会「舟橋村に提案しよう」は、ボランティア活動、自然体験活動を踏襲したそのものでないかと感じるのは、私だけではないと思います。

川掃除を村の恒例のイベントに。水辺の生き物を大切に。小学生は訴えております。村民は細川に遡上するサケを知らない。ごみが大量に流される。ホタルの里等々を知らないことから宣伝用の看板を立てるなど。まあ、看板ぐらい立てましょうよ。そして、

川掃除など自然のよさを体感するイベントとして定例的に実施する。また、釣り場の設置など。

100年後の舟橋村を夢見て伝承していきたいと提案している小学生の希望に、村はどのように対応するのか。教育長はどのように対応するのか考えを聞きたい。そして、豊かな小学生の素朴な考えをどのように発達させるのか。

発表をしたからよいでは済まされないと思います。提案している小学生の夢を摘んでは駄目だと考えます。子どもたちの夢を実現させようではありませんか。

授業と相まってどのように取り組まれるのか。例えば、月一、二回課外授業として活動を考えるなど。

教育長は、どのように発展させるのか伺います。

終わります。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 皆様、おはようございます。

それでは、5番森議員の、子育てしたくなる村づくりを目指す村長はどのように導くのかについてのご質問、お答えをさせていただきます。

まずは舟橋村の人口の動態に対するの見解ですが、令和3年3月に示された第2期舟橋村人口ビジョンにおいての数値は、2020年をピークにして3,100人より減少していく傾向に示されておりましたが、ご指摘のとおり、先般の宅地開発・宅地整備状況を勘案すると、いまだ人口の増加が見込まれる状況であると認識しております。あわせて、直近の調査によりますと、2040年代をピークに人口は最大3,600人になるという試算も示されておりますので、今後20年程度は緩やかな増加が進んでいくという認識であります。

対して村の施設等に関しては、5年度予算にも計上させていただきましたとおり、既に不足が予見されている学童施設の拡充、先には、水道水の確保については停止中のポンプの再稼働の整備などを視野に入れております。

続きまして、子育てしたくなる村づくりについてですが、こちらにつきましては、役場組織改革の一環も兼ねて、子どものみならず、高齢者、その他の福祉全般を取り扱う課の新設を、令和7年度に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。令和5年度中に現在の生活環境課の職務分担等の精査及び構想を固め、令和6年度に準備組織化、そして7年度に設置という形で進めたいと考えております。結果、現在より、より綿密

なケアを行うことが可能になると考えております。

令和5年度予算にも計上させていただきました学童施設の新設の件につきましては、まさに子育て世代が子育てと仕事を自由に選択できる環境整備に当たると考えております。現在、令和6年度には学童施設の不足が見込まれており、待機児童が発生していた本年の現状を踏まえると、待機学童問題も発生すべく状況下であると認識しており、ご指摘のとおり、喫緊の課題である子どもの勉強する場、遊び場整備に当たると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。議員各位におかれましては、ご理解を賜りますことをお願い申し上げます。

○議長（前原英石君） 教育長 早川誠一君。

○教育長（早川誠一君） おはようございます。

タブレットで対応してみたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、答弁に先立ち、去る12月21日に舟橋小学校6年生の「ふるさとの川につながる環境教育」に係る学習報告を聞いていただき、議員の皆様には改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

では、5番森議員の、時代に求められる資質、能力を身につけるため小学生の夢の実現に向けてのご質問につきまして、通告に従ってお答えいたします。

議員のご質問から、まず、体験活動に基づく子どもたちの希望をどのように捉えているのか。次に、子どもたちの探究活動を授業と相まってどのように発展させるのか。3つ目に、近未来を見据えた小学生が求めている看板等々の設置についてお答えいたします。

まずは1つ目の、体験活動に基づく子どもたちの希望をどのように捉えているのかと申しますと、当然ですが、子どもたちの希望を実現可能な範囲でかなえてあげたいと思っております。

本年度、小学校では生活科と総合的な学習の時間の共通テーマを「共につくろう 輝く舟橋村」と設定され、学年に応じて、仲間のために、学校のために、村のためにプラス・ワン、つまり子どもたちなりにできることを1つずつ増やしていこうとする取組と聞いております。

中でも6年生は、4年生から継続してサケやサクラマス、ホテルがすみつく川の環境について学習をしており、議員さん方にもお聞きいただいた発表にもつながっております。

す。

そこで、3月の議会だよりにも掲載していただいた7つの提案のうち、川掃除は村民を巻き込んだ恒例行事にすること。これは、令和5年度は地方創生事業の自然体験授業に組み込ませていただきました。議員の皆様もぜひご参加ください。また、自然に関する四季のイベントについては、4月の「SAKURA meets the LIVE in ふなはし」や8月のふなはしまつりを含めて、既存のイベントとの連携を今後検討してまいりたいと思います。また、竹鼻リバーサイド公園に子どもたちが既に設置している看板を生かしてホタルの里と認定するなど、可能なことから実現していきたいと考えております。

なお、細川や京坪川の堤防や側道に設置する看板につきましては、子どもたちの夢の実現と併せて、村民の意識啓発の面からも可能な範囲で設置したいところですが、3つ目のご質問に関しては担当課長から後ほどお答えいたします。

2つ目、子どもたちの探究活動を授業と相まってどのように発展させるのかというご質問にお答えいたします。

まず、小学6年生が発表してくれた内容は、議員がおっしゃる身近な自然環境とそこで起きている環境問題を探求課題としました。総合的な学習の時間での取組でしたので、小学6年生が中学校へ進学した後も、先生と生徒とでテーマを設定して発展させることができないか、3月中に中学校と協議させていただきます。また、小学校の在校生も、6年生と一緒に活動した経験から、部分的であれ、水辺の生き物の世話をしながら環境に関わる活動を引き継いでいきます。

ただし、総合的な学習の時間の探求課題というのは、本来学年ごとに設定するものでありまして、村内の身近な自然として河川や公園あるいは田畑があるかと思いますが、他にも地域の文化や人とのつながり、安全や福祉の環境、それから平和問題など幅広い分野で設定されるものでして、いわゆるSDGsの取組とも関連してまいりますが、そういったものでありまして、それぞれの学年の児童生徒についても、進級した学年に応じた探究課題に積極的に取り組めるように支援してまいりたいと思います。

3つ目の、小学生が求める看板の設置につきましては、河川や道路の担当である生活環境課長からお答えいたします。

以上であります。

○議長（前原英石君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 5番森議員さんの、看板設置のご質問にお答えいたします。

細川や京坪川は県管理の二級河川に当たります。それらの河川区域に工作物を新築する場合、河川法による許可が必要となります。具体的にどのような物を作製するのかは詳しくお聞きしておりませんので、速やかに、詳しいことが分かれば立山土木と協議してまいります。

以上であります。

○議長（前原英石君） 森 弘秋君。

○5番（森 弘秋君） 教育長にお願いだけしておきます。

子どもというやつは、大人と違ってものすごく想像力がたくましい。だから、いや何を考えておるのかということも考えられるね。逆に言うと、そういうことはできないよということもあるかもしれん。だけども、せっかく発表なりして……。

先ほども言いましたけども、やっぱり子どもの夢を摘んだらあかん。ちゃんとして応えてやる。そうすれば、あ、僕らの言ったことをやってくれたと。そういううれしみ、楽しみ。そして、またまた、そういう発想が浮かんでくる。

先ほど言いましたように、そういう子どもの夢を摘まないように。小学生ですから、中学生と違って。小学生は、今言ったように本当に発想が豊か。ひとつよろしく願います。

○議長（前原英石君） 4番 田村 馨君。

○4番（田村 馨君） 4番田村でございます。

それでは、通告に従いまして、早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、子どもたちの笑顔が広がる、安全でおいしい学校給食の充実を求めて、給食費の無償化についての質問を行います。

子どもにとってかけがえのない大切な学校給食。小学校、中学校とも給食費を無償化している自治体が現在254に広がっております。青森市（人口27万人）や山口県岩国市（13万人）など、大きな自治体も無償化されております。また、東京都葛飾区や千葉県市川市などでは、来年度から無償化が実施されることになっています。県内では朝日町と隣の上市町が新年度より給食費が完全無償化されます。

子どもたちにとって学校給食は、同じ物の味を共感し合ったり、自分の思いを伝え合ったり、たくさん食べた達成感や苦手な食材にもどうチャレンジしていくかなど楽しい

特別な時間であり、大事な学びの時間でもあります。

学校給食については、学校給食法で、健康の保持増進や望ましい食習慣、学校生活を豊かにし社交性や協同の精神を養うことをはじめ、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや、食に関わる人たちの様々な活動に支えられていることについての理解を深めることなど、約7項目にわたって目標が示されています。これらの目標は、教育の目的を実現するために達成されるよう努めなければならないとされ、学校給食が教育の一環として明確に位置づけられています。

人の1年間の食事回数は、1日3食で計算すると1,095食ですが、子どもたちにとっては、そのうち2割近くが学校給食であります。子どもの体の成長はもちろん、生きることに欠かせない食事の大きな役割を学校給食が担っています。

毎日の給食の時間には子どもたちの元気な姿と笑顔が広がっている様子がかえりますが、子どもの成長に多大な影響を持つ学校給食は、教育環境整備の充実という点でも欠かせない課題の一つだと思います。

村長の学校給食に対する思いと評価、そして望む方向についてのご所見をまずは伺います。

続いて、地域医療についてお尋ねします。

舟橋村の今後を見据えた地域医療の問題、去年から取り沙汰されております開業医の誘致の件について、まずはお尋ねいたします。

舟橋村の医療環境については、唯一の診療所であり、地域医療の中核を担ってきた舟橋クリニックが2019年に閉院して以降、歯科医院の2軒がある以外、無医村の状態が現在も続いていることは、皆さんご承知のことと思います。

現在本村に隣接する富山市や上市町に、かみいち総合病院や富山県立中央病院、富山赤十字病院などがあり、これらの医療機関とは地域医療での連携がなされていますが、村内で身近に診療を受けることができる診療所などは現在なく、村外まで移動して診療を受けているのが現状であります。

そんな中、昨年より、富山市内で医院を開業している医師が舟橋村で医院を開業し、訪問診療にも携わりたいとの話があり、この件につきましては、これまで何度もこの議会でも取り上げられております。直近では、去年の9月定例会の一般質問において、当時議員であった良峯喜久男さんが医療機関の村内誘致の状況について質問されています。

そこで、開業医の村内への誘致についてどのような状況になっているのか、現在把握している範囲でよろしいので、まずは伺います。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 4番田村議員のご質問にお答えいたします。

まずは学校給食の無償化についてでございますが、自身において小中学校の給食といえば、先般の報道でもあった、給食からなくなると言われておりますソフト麺の存在や給食以外ではなかなか見ることができなかった動物型のチーズの取り合いなど、様々な思い出がございます。ご指摘のとおり、健康保持増進という名目はもとより、各個人の学校生活の思い出の一つとなり得るものが給食であり、学校生活の重要な一端を担っている存在がまさに給食であるといっても過言ではないものと認識しております。

そのような学校給食に対しての評価につきましては、現在は物価の高騰や光熱水費の高騰の状況下で、教育環境整備という観点からも、委託業者様にはぎりぎりの運営の下最大限ご尽力いただいておりますものと評価しております。

今後は地元の米や有機野菜を使用し充実させていく方向が望ましいと考えておりますが、現在の状況下では速やかな対応が難しいものと認識しております。

しかしながら、社会情勢や村の歳入歳出状況を勘案し、可能な時期を見て、しかるべき対応を取るよう検討を進めてまいります。

そして、無料化につきましては、学校給食法第11条の下、給食費用は保護者負担をお願いする方向ではありますが、今般の社会情勢の影響により、今後値上げの必要が生じた際には、当面の間は増額分を村負担で補正予算が組めるよう、対応を検討いたします。

続いて、地域医療についてのご質問にお答えいたします。

昨年9月議会で良峯議員の質問に対し、当時の古越村長は、「今現在、地権者の同意を得て建物を建てていただく予定の業者と医院の先生との間で建築物の基本図面の作成に取り組んでいる状況で、その後、詳細な図面打合せへと続いていくと聞いております」「議会に対しては、早ければ12月議会か3月議会で、ある程度の方向性についてお話しできると思っております。そのときは医院に対しての補助金等も具体的に提案できると思っております」と答弁されております。

この件につきましては、担当課長から医院誘致の経緯をまとめたレポートを提出、また周囲から情報を聞き取りの実施後、昨年12月27日に医薬品卸売業や建設関係者

から私自身直接お話を聞かせていただきました。そのときは建設関係者が概算工事費を出す一步手前でありました。ただし、契約等は何も締結していない状況であったため、現在は、進捗はストップしている状態であると認識しております。

今後につきましては、昭和59年に施行された舟橋村無医村解消のための助成金交付要綱にのっとり、誘致料1,000万円及び助成金1,000万円の枠内で対応できるのであれば、開業していただくことは可能だと思われま。

ただ、私は公約で医療機会の充実を訴えてきた経緯もございます。医院の誘致より、近隣の病院等にスムーズに受診できる環境を整えたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（前原英石君） 田村 馨君。

○4番（田村 馨君） 答弁、ありがとうございます。

まず、学校給食の件について再質問させていただきます。

この学校給食については、今後、物価高騰の懸念などもあり、値上げなどもあり得ると。現在、富山市では値上げの方向で何か議論をされているということも聞いておりますが、この際、私としては、ぜひ学校給食の無償化を求めたいと思います。

先ほど、物価高騰で住民の皆さんは大変厳しい生活環境に置かれていると。前回の選挙のときにいろいろ住民の方々に伺ったわけですが、そのときもやはりこの学校給食の無償化についての要望というのはたくさんありました。

やっぱり今子どものこういった、例えば貧困問題なんかも取り沙汰されておまして、子育て世帯の所得格差、また教育にかかる費用の増大ですが、子どもの食生活にも大変大きな影響を与えているということです。

2011年と2014年ですか、厚生労働省が行った国民健康栄養調査というのがあって、それによりますと、年収600万円以下世帯に比べ、200万円未満世帯では、果物や肉、野菜などの摂取量が少ない。入手困難な理由に、価格が高いと答えられていることが報告されていると。所得によって栄養摂取に偏りがあるということが示されているわけでございます。

所得によるこの栄養の偏りを生み出すことのない学校給食の役割というのは、ますます重要になってきております。さきに述べたように、学校給食というのは教育の一環でもあります。憲法第25条には、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあり、同じく第26条には、等しく教育を受ける権利が書かれ、義務教育は、

これを無償とするとなっております。

学校給食が全ての子どもに安全で栄養バランスの取れた食事として等しく提供されるのはもちろんですが、その費用は、教育の一環である限り、無償が当然という立場、これを取るべきではないかと思います。

学校給食の無償化を国に求め、本村としても実施を決断し、検討に入っていくべきと考えられますが、いかがでしょうか、改めてお伺いします。

もう一つ、2つ目は地域医療の問題についてでございます。

現在、村長からも答弁がありましたが、村長自身も選挙で、公約で地域医療の点については触れられておったことは、私も承知しております。

そこで、改めてちょっと、この舟橋村の地域医療について、村当局として今後どのような展望を描いておられるのか最後に伺いまして、私からの質問を終わります。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 今ほどの田村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

改めて給食費無料化につきまして、ご意見いただきました。貧困世帯へのケアという点においては、私自身まだまだ配慮が足りなかった部分かと思えます。値上げ分の無償化は、検討していく際にも、改めて低所得世帯に向けて、そういった村が行えることを拡充していきたいというふうに考えております。

あわせて、国に給食の無償化を求めるという点につきましては、当村においても、県を通して国に直接という方法で求めていくことを、また皆様もともにお願いをさせていただきたいと思っております。

そして、地域医療の今後の展望につきましてですが、私自身、今ほどお答えさせていただいたとおり、環境を整えるというふうに考えておりますが、現在、遠隔医療であったり、様々なICT機器を使いまして、病院に行かなくても医療を受けられるという方法、来年度、近隣の自治体でも実証実験がなされるという報道もありました。

私自身、医療を受けられる体制を整えるということに固執することなく、そういった様々な手法も考えながら、当村においてどの方法が一番よりよいのかということも含めて、今後検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（前原英石君） 1番 小杉知弘君。

○1番（小杉知弘君） 1番小杉知弘です。本日は通告どおり2点質問をさせていただきます。

ます。

まず1点目は、インフルエンザ予防接種費用助成の対象者の拡充についてです。

現在、インフルエンザ予防接種の費用助成の子どもの対象者は小学生、中学生ですが、対象者に高校生を加えることに関して、村長のご意見を伺わせていただきたいと思えます。

本村は富山市のベッドタウンとして子育て世代が多く住んでおり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが村の総合計画においても重要課題として位置づけられています。

さらなる子育て支援の充実を目指し、さきの12月議会の一般質問において、こども医療費助成の年齢制限を18歳年度末まで上げることに對する質問をさせていただきました。

村長より、子育て世代がより安心して舟橋村で子育てできるよう、助成対象年齢を引き上げることで対応したいという回答をいただき、本議会におきましても、議案第12号における条例改正及び来年度予算への計上をしていただき、大変感謝しております。

さて、来週の日曜日19日は舟橋会館で「はたちのつどい」が開催される予定です。成年年齢が18歳に下がったことで、今年度20歳になった方の成人式の替わりの式典になりますが、これからは18歳で大人、18歳未満が様々な分野において子どもと扱われるようになると思えます。とした場合、子育て支援は高校3年生となる18歳まで行うべきものとするのもできるのではないのでしょうか。

また、村内での生活が主となっている小中学生とは異なり、村外に通学する高校生のほうが、インフルエンザの感染リスクが高いと言えます。

県内の市町村では、小矢部市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町が既に高校生までのインフルエンザ予防接種の費用助成を行っています。周辺の市町村の状況からも、子育て支援の充実を掲げる本村にとって、インフルエンザ予防接種の費用助成の対象者に高校生を含むことも必須であると思えます。

以上、インフルエンザ予防接種の費用助成の対象者に高校生を含むことに對する村長の思いや対応策などありましたら、お聞かせ願えませんか。

次に2点目の質問です。2点目は地域力創造アドバイザー制度の活用に関する質問です。

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで地域力を高めようとする市町村が、地

域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招聘し、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招聘に必要な経費について、総務省が支援を行ってくれる「地域力創造アドバイザー制度」という制度があります。そちらの活用について、村長のご意見を伺わせていただきたいと思います。

渡辺村長が就任されて3か月ちょっと経過しました。役場内が明るくなったという話を聞いたり、先ほどの質問でも触れさせていただきましたように、子育て支援策を拡充していただいたり、村民にとって明るいニュースが続いております。また、先日の全員協議会では、渡辺村政のロードマップを示していただき、今後の村政への期待は高まるばかりです。

一方で、これだけの政策を全て実現するためには、村の予算には限りがありますし、人材においても、日々の業務がある役場職員の皆様に頼ることに限界があると思います。

茨城県にある境町という町をご存じでしょうか。茨城県南西部に位置する人口約2万3,000人の町ですが、近年非常に注目を浴びています。

最も特筆すべきものはふるさと納税の額になりますが、平成25年時点でのふるさと納税寄附額は僅か6万5,000円でしたが、約5年で60億円を突破しています。

昨年は49億円と減ってはいますが、ふるさと納税の寄附によって、自動運転バスの導入やたくさんの子育て支援策、それらに伴う人口の増加と、全国でも注目を浴びている市町村の一つです。

これらの功績は、境町長の手腕によるたまものである一方で、経験豊富な本制度に登録されているアドバイザーがいらっしゃったという話も聞いています。

本制度の財政措置の内容としては、市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上または5回以上招聘して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をするもので、1市町村当たり年間560万円、最大3年間の補助を受けることが可能です。

また、地域力創造アドバイザー制度ですが、アドバイザーの取組内容は、1、地域資源を活用した地域経済循環、2、まちなか再生、3、生活機能の維持、4、環境保全・SDGs、5、防災減災・危機管理、6、観光振興・交流、7、関係人口の創出・拡大、8、移住・定住促進、9、少子化対策、子ども・子育て支援、10、地域づくり人材の育成・教育、11、自治体経営イノベーション、12、シティプロモーション・地域P

Rと、12の分野に分かれており、非常に多岐にわたります。

渡辺村政において、「未来へと持続する村づくり」「子育てしたくなる村づくり」「高齢者にも安心な村づくり」「公平で透明な役場づくり」という4つの柱にも共通する内容が記載されています。

「光りかがやく未来をえがく ふなはし新時代！」の実現に向けて、地域力創造アドバイザー制度の活用について、村長のご意見を伺えればと存じます。

以上2点、私からの質問になります。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 1番小杉議員の、まずはインフルエンザに関する質問にお答えいたします。

村のインフルエンザの予防接種に係る助成制度は、現在のところ、小学生は1人2回まで、中学生及び妊婦とその配偶者等に1人1回までの接種に対して一部助成を行っております。

令和2年度におきまして、発生した新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応として、高校3年生相当年齢までの助成対象を拡大して、予防接種の接種率を高める対応を行いました。インフルエンザの接種率は、中高合わせて約6割という結果でありました。

令和4年8月時点で、高校3年生相当年齢までを対象としている自治体は県内で6市町あり、4町については実施済みでありました。全国でも対象範囲を拡大する自治体は増えてきている状況であります。

村内の高校3年生相当年齢の見込み人数は、令和5年度で117人、令和6年度は126人、令和7年度は114人となっております。それ以降も120人前後の人数で推移をしていく見込みであります。

他の市町のように上限3,000円を助成するとし、全対象者が接種した場合、毎年30から40万円弱の財政負担が生じます。対象範囲の拡大は予算措置が必要であり、議会の理解を得て行う必要があると考えておりますが、村としては、新型コロナウイルス感染症との同時流行の防止や重症化リスクの低減なども踏まえ、高校3年生相当年齢まで対象範囲を拡大する方向で実施したいと考えております。

新型コロナは、5月8日から感染症法上の位置づけが季節風インフルエンザと同等の5類に移行となりますが、ワクチン接種を希望される方々に速やかに接種できる環境を

整えてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

続いて、地域力アドバイザー制度の活用についてのご質問にお答えいたします。

地域力創造アドバイザーは総務省が実施している事業で、地域力を高めようとしている市町村が、取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招聘し、指導・助言を受けるものであります。アドバイザーは、令和4年度時点では、民間の方が438名、自治体職員が23名登録されております。

アドバイザーの取組内容は、今ほど小杉議員の述べられたとおり、「「まち」の魅力維持・向上」として、6次産業化や販路開拓等の地域資源を活用した地域経済循環、地域医療・福祉、地域交通といった生活機能の維持等があります。「「ひと」の流れの創出・「ひと」を育てる」として、関係人口の創出・拡大、移住定住支援、少子化対策等があります。そして、「共通基盤、横串の手法・取組」として、自治体経営イノベーションやシティプロモーション等、12項目が分類されております。

実際に活用する方法であります。総務省のホームページより人材を探し、市町村において予算計上を行い、アドバイザーからの助言・指導を受け、謝金等を支払うものであります。

アドバイザーに、年度内に延べ10日以上または5回以上民間専門家を活用した場合、年560万円を上限に3年間特別交付税措置されるものでございます。

本村といたしまして、ふるさと納税、そして現時点では取組のない企業版ふるさと納税について、寄附金の増加だけではなく、ふるさと納税を活用した地域課題解決の取組について活用の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁といたします。

○議長（前原英石君） 小杉知弘君。

○1番（小杉知弘君） 両質問において前向きな回答、ありがとうございました。

まず、インフルエンザ予防接種費用助成に関してですが、運用に当たりまして、接種券の配布方法等、また議論させていただければと思います。

といいますのも、同じ高校生といっても、高校1年生と3年生では、インフルエンザウイルス、インフルエンザにかかったときのリスクというものが変わってくると思います。インフルエンザの予防接種は、通常年間に2回受けるのを推奨されていると思いますが、やはり受験を控える高校3年生は2回受けていただいたほうがいいと思いますし、

逆に1年生に関しては予防接種まで必要ないんじゃないかという話もありますので、例えば高校1年生のときにもう3年分配ってしまって、その3回の使い方は自由にお任せしますとかといった柔軟な取組をしていただけるといいかなというふうに思っております。

2点目の地域力創造アドバイザー制度に関しましては、ふるさと納税への活用等、お話がありましたが、こちらも、先ほどの、400名以上いらっしゃるアドバイザーの中の人選をやはり慎重にさせていただきつつ、あと、ふるさと納税であれば、何かしら数値目標みたいなものも掲げて取り組んでいただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 今ほどのご質問、ありがとうございます。

接種方法につきましてご提案ということで、私自身、接種方法の点につきまして、まだまだ考えが及んでいなかったなというふうに感じております。どのような接種方法、利用者、村民の皆様はどういった形で接種いただくかということも、今後検討を深めてまいりたいと思います。

あわせて、ふるさと納税、地域力創造アドバイザーの件なんですけれども、やはりどういった方が来ていただくかというところは非常に重要になるかと思っております。今ほどのご質問にあったとおり、茨城県の境町も、私自身、興味のある自治体だというふうに思っておりますし、当村と似た規模であったり、当村と特色が似ているような自治体の利用状況も確認、情報を共有しながら、今後推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上となります。

○議長（前原英石君） 2番 古川元規君。

○2番（古川元規君） 2番古川元規です。

おととい、3月11日、東日本大震災から12年の月日が流れました。12年前のあの日、我々は現代の科学文明社会においても、自然災害は突如として想定を大きく上回る甚大な被害をもたらすということを思い知らされました。しかし、そんな災害に向けて、我々の備えは万全でしょうか。

私からは、防災に関して2つの質問をさせていただきます。

まず1つ目は、細川水門自動化についてであります。

古海老江、竹鼻、海老江、仏生寺の4地区から要望のありました細川水門の自動化について、本年度の予算に盛り込まれております。まずは感謝を申し上げたいと思います。

ただ、一部を地区の住民で負担にするということになっておりますが、この件について、なかなか地区間で全ての住民における納得が得られておりません。

というのも、水門は農業だけではなく、治水、防災の観点で必要な物であり、村民の生命や財産を守るための物であるため、本来は村が責任を持つべきではないかという意見もありますし、また反対に、農業者が負担を多くするべきなんではないかというような意見もあるというところで、意見が分かれているというところがございます。

今回の対応が村として最大限の対応であるという主張を課長からもたびたび聞いてはおりますけれども、もちろんこの主張に理解をしないわけではありませんけれども、やはり全ての村民が理解できる主張となっていないというこの現実がありまして、現実としてこの費用負担について地区の住民の全ての同意、まとまりが得られていないということがございます。

防災は村民全体に関わることでありますので、最も望ましい形としては、村としてこの問題を捉え、地区住民個人の負担がなるべくゼロに近づくような形でお願いしたいということではございますが、また、どうしてもそれが難しいということであれば、やはり村としてその理解を深めるために何らかの行動、活動をしてほしいというふうに考えておりますが、当局の考えをお伺いしたいというふうに思います。

続けて、2点目、ご質問をさせていただきます。国土強靱化地域計画を生かしたインフラ整備の方向性についてでございます。

2019年6月の一般質問でも、私、質問させていただきました国土強靱化地域計画の策定について、渡辺村長による新体制となった今、再度質問をさせていただきたいと思ひ、質問をさせていただいております。

令和4年3月、舟橋村におきましても、国土強靱化地域計画、以下、「地域強靱化計画」とさせていただきたいと思ひますが、この策定がなされました。といっても、恥ずかしながら、この計画が策定されたと知ったのはつい先日のものでありまして、4年前にはまだ実現が全然見えていなかったなと思っていたこの計画の策定がなされたことをまずは喜ばしく思っております。

また、本日、恐らく今まではあまり本会議のときに参考資料が配られるということもなかったと思うんですけども、分かりやすいようにこの参考資料もつけていただいた

ということで、重ねて感謝を申し上げたいなというふうに思います。

また、同時に、この喜ばしいこと、地域強靱化計画が策定されたということが公表されていない。これは非常にもったいないことであるなというふうに思っております。

ご存じかと思いますが、国土強靱化とは、防災・減災だけではなく、平時より活用できる施策を実施し有事に備える、強くしなやかに経済と防災とを両立する方策であり、災害大国の日本では高い確率で近年のうちに南海トラフ地震や首都直下型地震などが発生するとされており、たとえ舟橋村が直接災害の被害に遭わなくとも、災害による影響から逃れることはできないということでございます。

日本一小さな村「舟橋村」においても、しっかりと未来を見据えてこのような計画がなされたことは誇るべきことであるというふうに考えますので、ぜひ公表していただければなというふうに思います。

また、これにより、ライフラインに関することはもちろん、道路、箱物施設、また電柱の地中化などのインフラ整備について、また全て計画に基づいた高い視点で戦略的に計画がなされることが期待されておるかと思っております。

本計画を踏まえまして、本村の強靱化の方向性について、またさらに、具体的なイメージなどがあれば、村長の考えをお伺いしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 2番古川議員のご質問にご答弁をさせていただきます。

まずは細川水門の自動化につきましては、昨年12月の産業厚生常任委員会でも当局より回答させていただきましたが、県の診断・指導を受け、土地改良施設維持管理適正化事業の防災減災機能等強化事業での事業採択が見込めるということで、来年度予算に計上させていただきました。

この事業は、国が50%、県が30%、地元が20%の負担割合で実施することができます。

ちなみに、今年度において土地改良区で施工した舟橋地区の水門の自動化については、通常の維持管理適正化事業に該当し、国で30%、県で30%、地元40%であり、従来どおり、舟橋地区には20%の負担をお願いしてあります。

舟橋村農業振興事業補助金交付規則に記載されている地元と村の負担割合は、補助残額の2分の1以内と規定されていることから、来年度も規定どおり、地元負担1割をお

願いしているところでございます。

今までの経緯と実績からも、要綱の変更は、現時点では検討はしておりません。

土地改良施設の維持管理は、本来土地改良区等の施設管理者自ら行うべきものではありますが、土地改良施設の公共公益的機能がますます増大していることから、適正化事業による公的助成措置を講じることにより、土地改良区等施設管理者の維持管理に対する意識の高揚・醸成を図るとともに、施設機能の保持と耐用年数の確保を目的として実施されております。

先般、水門や用排水路等の施設の維持管理については、役場にどのような補助事業があるか問合せの上、どの事業を活用して実施するかを地元協議で決定し、申請され、事業を実施しております。

その際には、費用負担についても同様に協議され、拠出の了解が得られた場合にのみ初めて国、県に申請できる事業でございますので、前提に地元の総意がなければ申請することもできません。

村には土地改良区に未加入の地区が何か所かございます。当該地区がこの種の事業を実施する場合は、村が事業主体となって河川管理者や土地改良事業連合会などと協議を重ね、事業採択に向けて対応をしてきたところでございます。

また、二級河川細川の河川占用のためには測量を実施する必要がありますが、そちらの負担についても当初地元負担を予定しておりましたが、地元の負担金の増大を防ぐため、その当時の村長の判断により、村で費用を負担することとしております。

土地改良区で実施した舟橋地区の団体営基盤整備促進事業での取水ゲートの地元負担はゼロであったという話があったので、当局でも確認しましたところ、用水路改修工事と暗渠排水工事、取水ゲート工事があり、用水路工事の地元負担は事業費の15%で、金額にして400万強。暗渠排水工事の地元負担は事業費の15%で、金額にして100万強を負担していただきました。取水ゲートの負担金はゼロではありましたが、7,400万円の事業費に対して500万円以上の地元負担をしていただいております。

先述の経緯から、地元負担をなくして事業実施は難しいと判断しております。土地改良区で事業主体として取り組めないため、村当局が主体となり、富山農林振興センター、土地改良事業団体連合会及び立山土木事務所と協議を重ねてまいりました。

議員各位がご存じのとおり、竹鼻地区の水門は昭和43年に建設されたと聞いており

ます。これが補助を受ける最後の機会となるかもしれませんので、当局としても、村民全体に関わることでありますので、議員各位とともに地元理解を図る機会を設けたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

2つ目のご質問、国土強靱化地域計画を生かしたインフラ整備の方向性についてお答えをさせていただきます。

本計画は、令和4年3月、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に関する施策を計画的に実施し、本村における強靱な地域づくりを推進するための指針として、国土強靱化基本法に基づき作成したものでございます。

本計画につきましては、本日議員各位にお配りさせていただいたとおりでございますが、議員ご指摘のとおり、現在まで未公表の状態となっておりますので、本村ホームページにおいて早急に公表をさせていただきます。

本計画の内容は、有事における消防・医療機能の維持、道路や水道、通信等のインフラ維持を目標に、現状における脆弱性とその対応策を明記したものでございます。

議員ご質問でございます、本計画を踏まえた方向性とのことでありますが、各インフラによって方向性も異なってまいります。ご承知のとおり、道路につきましては、管内道路実態調査を実施済みで、その調査結果を基に順次事業を実施することで進めております。また、各公共施設につきましても、長寿命化計画に基づき、図書館の空調機は更新済み、また新年度においては、図書館の外壁改修並びに舟橋会館の冷温水機更新を実施するなどし、万が一の際にも行政機能を維持し、村民の皆様方の生命・財産を守る村政運営を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 古川元規君。

○2番（古川元規君） 今ほどは、丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

水門自動化に関する予算組みのこれまでの経緯、非常によく分かりました。村長が最後に言われましたように、理解を深める機会を設けていきたいということでございますので、ぜひその際はまたお力をお貸しいただければなというふうに思っております。

また、地域強靱化計画につきましてはですが、策定されたこと自体は大変喜ばしいことでございますが、策定自治体は、県内の市町よりも少し後れを取ったという形ではございますし、富山市をはじめ他の市町の中には、既に改定を進めているというところもご

ざいます。

せっかくの計画ですので、策定してただ終わりということではなく、今後もブラッシュアップを図りながら、大規模な自然災害への備え、また国土強靱化の観点からのインフラ整備を中心とした様々な分野の指針としていただけてますようお願いを申し上げます。再質問ではございませんが、意見というふうにさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（前原英石君） ここで、暫時休憩いたします。休憩は11時25分までといたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） 3番加藤智恵子です。私からは、保育所と高齢者支援についてお伺いします。

初めに、村内の2か所の、YMCAふなはしこども園とふなはしすきっぷ園の入所状況と待機児童の見込みについてお伺いします。

また、今後保育園入園を希望される保護者の参考のためにも、YMCAふなはしこども園とふなはしすきっぷ園の各定数と、年度途中に入園を希望する場合、どの施設に何月に何人受入れが可能か教えていただきたいと思います。

先ほど森議員も発言されましたが、一昨年から、東芦原地区、竹内地区、海老江地区などに新たに宅地が三十数区画造成されており、未就学児の転入も予測されます。そこで、住民からは、保育所は全員入れるのか。今年も育休の延長や村外の保育所を勧められたりするのか。例えば、今村に在住の方が何月何日ぐらいから職場復帰しようと思っているところに、転入された方が、ポイントが高いと、そっちのほうが優先されるということがあるのか。その辺を不安がっておられるので、お伺いしたいと思います。

それと、村の皆さんは、去年3月まですきっぷ園として未満児の保育を行っていた、

莫大なお金を投じて造ったすきっぷ園の園舎が、1年使った後は、もう去年からは使っていないということで、今どういうことに使われているのか、今後どういうことに活用する予定なのか伺いたいと思います。

次に、高齢者支援についての質問と提案です。

高齢者支援といっても多数ありますが、今回は、交通弱者というか、足腰が弱くなると、自分で行きたいところにも行けなくなる。そこら辺を心配される方がとても増えてくるのが、2025年の団塊世代の方が75歳以上になるという、いわゆる2025年問題によいよ2年後には突入するということになります。

この頃になると、先ほども申し上げましたけども、個人差はありますが、身体的な衰えが目立つようになります。例えば、個人差はあっても、おぎゃーと生まれた赤ちゃんは4か月ぐらいで首が据わります。その後は順番に、1歳半ぐらいになると、ほぼ大人と同じような物を食べられるようになって、話せるようになるし、走り回れます。成人すると、大体安定期というか、元気な活動期が続くわけなんですけども、65歳、70、特に75ぐらいになると、赤ちゃんの首据わりと同等な議論で、やっぱり体力がとても衰えてくるわけなんです。

そこで、足腰が弱る方のために、村でも自動運転バスの導入が検討されるということで、村人はすごく喜んでおられます。わくわくする。どんな感じになるんだろうという感じで期待値はとても高まっていますが、新しい試みなので具体的なイメージが湧かないという声も聞かれます。どこを出発して、どこを通過して、どうやって、どうやってみたい。支払いもいるのかとか。そこら辺がすごく関心の高いところなので、高齢者にも分かりやすい具体的な説明をお願いしたいと思います。

あと、舟橋駅から出入りしてほしいということです。それと、2番線ホームに通じるスロープの設置を希望します。

平成8年に越中舟橋駅の駅舎が解体され、平成10年3月に舟橋村文化・福祉複合施設として新駅舎が合築されました。資料、写真は懐かしいのもあるんですけども、最後の写真の、駅舎の手前が駐車場になっていて、そこら辺が仮の改札口になっていて、皆さん、そのときに現役のサラリーマンとして活躍されていた方たちが、実際に今度体が弱くなって、駐車場が北側にはほぼなくて、南側に車を止めて、地下道を通して改札口に出るか、ぐるっと回って改札口に出るかということなので、それがとてもしんどく感じるようになってきたということです。

なので、南側に改札口及びスロープをつくっていただくととても助かるし、今後そういう方が増えるということも十分予測されるので、ぜひ検討してほしいと思います。

そこで、大抵の場合はコストの面も考えられるとは思いますが、その辺、今私が申し上げた案を富山地方鉄道の担当者の方に相談したところ、お手元に配付してあります資料をいただきました。それで、それを手がかりにいろいろ調べてみたところ、舟橋駅にスロープをつけたりすることは、今のこれからの高齢化を迎える時代に沿って国や国土交通省も動くということになって、補助金が出る可能性もあるわけなんです。

そこで、昨年9月に第1回の話合いが持たれたと書いてあるんですけども、舟橋駅も、今は北側の改札口がメインにはなっていますが、車で止めたりすることもできないので、ぜひ南側に改札口を造って通用できるようにしていただきたいと思います。

地鉄電車は、朝の7時・9時のラッシュの、乗り降りの一番多い頃には職員さんを配置されているんですけども、ほとんど、それ以外の時間帯は無人なので、三郷駅とか、同じような扱いでもいいのかなという感じで考えております。

ぜひ高齢者のために、また一般の方もそこがあると、こういうことを言ってどうかとは思いますが、南側の線路の横、ホームの西側かな、の有刺鉄線が切られており、さびついていて、1メートルぐらいは楽に人の出入りできる跡がいっぱいあります。

ということで、本当はそれは危険だということを先に申し上げないといけないんですけども、そういう実態もあり、昔、平成10年に完成したわけで、23年前にはそこから出入りしていて、特に事故とか、そこら辺も今まで聞いたこともないので、そこを正面にする考えを持って対応していただけたらありがたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（前原英石君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 3番加藤議員の保育所入所状況についての質問にお答えいたします。

待機児童発生のある・なしについてですが、令和4年度中の出生者については、こども園とすきっぷ園の両園のご協力により、満1歳時点で受入れは全て可能と認識しております。また、複数の保護者の方から、2歳までは家で保育したいとの要望も聞いております。

令和5年度の定数につきましては、ふなはしこども園が140名、ふなはしすきっぷ園が70名となっております。

年度途中の受入れにつきましては、今現在把握している人数は0歳児が21名、1歳児が4名、2歳児が1名、3歳児が1名となっております。0歳児につきましては、4月1日付の受入れで既に3名の受入れが決まっているため、合計は24名となります。

以前に27名の予定と申し上げておりましたが、2名の保護者の方が入所を希望されるかどうか今現在確認が取れておらず、1名の方の出生がまだ確認されておりません。

今後宅地造成に伴う転入が増加すると思われませんが、事前に情報を得るようにして、なるべく入所できるように努めてまいります。0・1歳児に入所が集中した場合は、令和6年度の入所を検討していただく可能性もございます。また、両園に協力をお願いするものの、年の違う2人以上同時に入所の場合は園が分かれる場合もあり、保護者方にご迷惑をおかけすることもあると思いますが、なるべく多くのお子様を預け入れられるように努力してまいります。

令和3年度に小規模保育で使用していた施設については、すきっぷ園のほうで週1回子育て支援施設として、保育園入園前のお子様と保護者を対象に親子サークルを開催すると聞いております。

去る3月4日に開催した舟橋村子ども・子育て会議で、保護者の方から出た要望で、役場からの情報が大変少ないというご指摘がございました。そのとき、保健師のほうから、妊娠時に役場に来られたときは積極的に既存のふなはし親子手帳アプリに加入していただき、プッシュ型で情報提供したいとの改善提案もいたしました。

職員は子育てされる保護者の方の要望にお応えできるように努力しておりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 続きまして、3番加藤議員の高齢者支援について、質問にご回答をさせていただきます。

まず、冒頭にございました高齢者に対しての外出支援についてに当たると思いますが、先般の全員協議会でもお示しさせていただきましたとおり、自動運転バスというものがまさに全世代を対象とした外出支援に当たる施策だと考えてございます。

現在、自動運転バスにつきましては、国が掲げる目標として、地方部だけではなく地方都市なども想定し、2025年度までには多様なエリア、多様な車両に拡大して40か所以上に展開することを目標に掲げている状況となっております。

あわせて、ドライバーを必要としない自動運転は、厳しい経営下にさらされがちな地

方の公共交通にとっては、中長期で捉えたときには持続性の高い公共交通として今後代替していくものと認識しております。2030年頃までに自動運転バスが全国に普及する過渡期と言われております。

そして、先ほど田村議員の質問に答弁させていただいたとおり、医療を受けられる環境整備という点に対しましても、本自動運転バスの導入の是非の検討を進めてまいりたいと考えております。

そして、副次的な効果としては、公共交通のインフラ整備は移住や定住の促進にもつながると考えられます。人の移動が活発になれば、産業の振興も視野に入ることも可能であると考えております。

具体的方針につきましては、今の段階では、具体的な費用面や富山県内における走行の課題等詳らかにはなっていない状況であります。導入を先行している地域への視察や、令和5年度は富山市も実証実験を行う報道もございましたので、そのような自治体と連携を深めながら、情報収集に5年度は注力したいと考えております。

自動運転バスのイメージについては、現時点では近隣地域を走行している状況ではないため、今後、先述の調査を進める過程において、広く村民の皆様にも情報を発信していくことで対応を図りたいと。そして、今ほどご指摘にもございましたように、通行ルートであったり、利用料金等の議論の機運を高めるよう図ってまいりたいと。そのように考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

続きまして、舟橋駅南側の出入口の設置と2番線ホームに通じる外づけスロープの設置の件についてお答えさせていただきます。

この件につきましては、平成28年から30年にかけて、竹内自治会より、駅南駐車場側から2番線ホームへ直接出入りが可能となるよう整備する旨の要望をいただいております。当時においても地鉄様と協議をいたしましたが、整備に要する費用や運用管理の面から実施は難しいとの判断に至り、その旨を竹内自治会長様へお答えした経緯がございます。

以上を踏まえて再度地鉄様と本件について協議をいたしましたが、前回同様に費用や運用管理面から、いずれも実施は困難であると判断せざるを得ないと回答をいただいております。

理由を申し述べますと、有人駅として位置づけられている越中舟橋駅に、2つ目となる南側にも改札口を設けた場合、北口と同様に南側にも駅員配置が必要となり、費用面、

運用管理面から実現が困難であること。仮に無人駅とした場合、南側に改札口を設置することが物理的には可能とはなりますが、利用者サービスの低下が懸念されるところでございませう。

また、2番線ホームに通じる外づけスロープ設置に関しましては、整備する場合、バリアフリー法に対応した改修が必要となり、現状の駅用地範囲内で施工はできないとのことでございます。

いずれにいたしましても、多額の事業費が見込まれ、仮に本村で幾分負担させていただくとしても、実施主体である地鉄様からは、比較的整備が整った舟橋駅において新たな設備投資は難しい旨のお返事をいただいております。

このような状況をご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） 今ほどは丁寧なご答弁、ありがとうございました。

そこで、南側から出入りする改札口とかバリアフリーというのは、ずっと以前から言われていたんですけども、今回私が述べさせていただいたのは、地域公共交通確保維持改善事業についてということの資料の1ページ目の左下のほうに書いてあります地域公共交通バリア解消促進等事業でバリアフリー化ということで、これに対応するのではないかということで、28年のを改善して国のほうも動いていますので、検討の余地はあるのかなと思った次第なので、何とか検討だけでも前向きにさせていただけたら。

そして、ひょっとしたら安いコストでいけるかもしれないので、やっぱり高齢化に向けて世の中も動いていますので、平成28年ではなく、2023年度、305億円の予算をつけて国も頑張っていますので、村もそれに応えるべく、そして村民の高齢者に恩恵が行くように、できれば前向きに検討してみただいて、それがうまくトントントンといったらいかなと思います。

もちろん短期的な目標ではなく、25年、まだ2年ありますし、だけど25年が絶対ではなくて、高齢者、身体障害者、そういう方が増えているという昨今を参考にさせていただけたらありがたいと思います。

以上です。

どうもありがとうございました。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 今ほどの加藤議員のご質問に、改めてお答えをさせていただきます。

す。

ご提案いただきましたこの「地域公共交通確保維持改善事業 生活交通サバイバル戦略」という資料がございます。こちらに関しましても、前提としては、あくまでも主体となる地鉄さんの同意というか、ご理解もあって、取り組む必要が生じた際には、村当局としても、こちらの制度を利用して何らかのお力添えができないのかという点に関しましては、今後検討をさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（前原英石君） 6番 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） 6番竹島貴行です。私は村長に対し通告しております2つを質問させていただきます。

それでは、1つ目の学童保育について質問をします。

去る2月14日朝刊に舟橋村新年度予算案が公表され、学童保育施設新築費用として1億2,089万円を計上したと報道されました。また、併せて会見で、渡辺カラーは出ていないと述べられたことが記事になっていました。私はこの記事を目にし、村長は就任以来の多様な公務の中、疲れが出ているのではないかと心配した次第であります。

しかし、学童保育施設新築事案を端的に表現すると、1億2,000万円の公金投資は誰が責任を負うものなのか。それは議案提案者の村長であり、この事業が議会で承認されれば、議会も責任を負うことになります。

この学童保育施設については、提案理由説明で、保育所入所児童の増加により保育スペースがこれまで以上必要となることから、学童保育に使っていたスペースが使えなくなり、新たに学童保育施設を新築すると述べられていました。

私は、学童保育施設に反対すると申し上げるつもりはありません。村として必要な施設なら、新築も当然だと理解しております。しかし、1億2,000万の投資は村として大きな事業となり、投資が無駄にならないよう、村として学童保育に対して基本的な考えをしっかりと固めていただきたいと思います、この質問に臨んでおります。

思い起こしていただきたいのですが、令和3年の12月議会で、学童保育の運営について、児童保護者の皆さんから署名を集めた要望書が議会へ提出されました。そのとき、私は皆さんの要望を伺い、皆さんの要望に沿った学童保育事業を行うべきという意見書を作成し、議会に提出しました。そして、議会は意見書を全会一致で採択し、村長や当局側に、保護者の要望に沿った事業を行うよう通告しました。このとき、渡辺村長は児

童の保護者としての立場で、保護者の皆さんとともに学童保育の事業運営に対する当局への要望に関わっていらしたと私は認識しており、当時の状況をよく理解されていると思っています。

しかし、当時の村長と当局は、議会が全会一致で可決した事案に対し配慮を怠り、委託事業者の都合を優先するあまり、学童保育の事業運営形態を利用者に押しつけ、皆さんの思いが反映されなかったと私は認識しています。

このことは議会軽視であるとも思いますが、意見書を作成した私自身、今でも結果に悔いを残している次第です。

しかし、保護者の皆さんの反骨精神からか、この5月より民営の学童保育施設がオープンすることを聞いており、日本一面積の小さな舟橋村に学童保育施設が2か所点在することとなります。また、この春から新規事業として、みんなの遊び場運営事業で、放課後の子どもたちの居場所として駄菓子屋さくらんぼが開設されると説明を受けています。これも学童保育の一環ではないかと私は想像しています。

しかし、これらのやり方が今後の児童数の変移も見据え、村の学童保育サービスが継続していくためにも事業検証していく必要があると考えます。

公営、民営を問わず、利用者にサービス内容を受け入れてもらい、満足してもらうことで初めてサービスは成り立ちます。村が公費を使って提供するサービスは、利用者である村民が望むものでなければサービスにはならないということです。

そこで、この質問で村長に申し上げたいことは、この高額な公費を投資して学童保育施設を造るのであれば、学童保育という看板を掲げるだけでなく、学童保育に対する基本的な方向性を確立し、新しい施設へコンセプトとして反映していただきたいということです。

村の事業を委託者に丸投げするのではなく、仮に委託事業者のできない部分があるとなれば、村が責任を持ってできない部分を補い、適切であると思われる村民の要望を組み入れ、事業は遂行されるべきです。そして、そこに村長のカラーを盛り込み、事業の正当性に自信を持って、議会や村民に分かりやすく説明されることを望みます。村が村民に責任を持って事業を推し進めるということは、そういうことではないでしょうか。

この学童保育に対する事業の基本的な考えとこの事業の内容について、改めて村長の見解をお尋ねします。

次に、村民の生活支援について質問します。

ここ最近、エネルギーの高騰から食料品や生活用品の値上げが相次ぎ、村民の生活を圧迫していることはご存じかと思います。そして、この4月に電気料金の値上げが公表されており、さらなる日常生活用品や食料品、入浴料または理髪料など連鎖的値上げが予想され、生活への影響が心配されます。

国会ではこれに関連して物価高騰対策を講じる方向の議論が委員会等で行われていることも承知していますが、国の対策が具体化する前に物価の高騰が進行し、村民の生活困窮を個人的に心配しているところであります。

そこで、困窮する村民に対して村独自の生活支援策を検討いただきたいというのが質問の趣旨です。

事態が悪化してから検討していても対策とならず、村として何ができるかを事前に検討しておき対策メニューを準備していくことも、政治が担う一面であると考えます。

物価高騰対策を国だけの責任と捉えるのではなく、村も裁量性を持つことが必要と考えます。渡辺村長であればご理解いただけると、私は信じています。

村では、これまでコロナ禍における村民の生活困窮支援策として、上水道料金の基本料を徴収しない時限的政策を実施してきました。私は、この政策をよい政策であったと評価しています。村の財政は厳しいことは承知していますが、4月からの村民生活はコロナ禍のときより物価上昇が確実に進み、村民の生活が圧迫されていくのではないかと心配しています。

低賃金、低年金、低預金で慎ましく暮らされている人たちに対し、村が支援できることはないかを検討いただき、改めて事業の精査も行いながら、不測の事態に備え、村の懐を広げておくことを村長の視野に加えていただくことを期待するものです。

村民の立場に立った柔軟な思考は、村民の代表としての渡辺カラーを打ち出すことにもつながるのではないかと考えます。村長の見解をお尋ねいたします。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 6番竹島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

冒頭にございました学童保育についてでございますが、去る3月4日土曜日に舟橋会館で令和4年度舟橋村子ども・子育て会議を開催し、その中で山梨県立大学・阿部教授のご発言で「子どもは地域の宝」であるという言葉が記憶に強く残っております。その子どもたちの健やかな成長を手助けするのが、私をはじめ地域の大人たちに与えられた責務だと感じております。

村といたしましては、将来的に出生数が減少傾向になったとしても、子どもがいる限り、子育て世帯のために放課後児童クラブは必要であると考えております。現在、学童保育は、あおぞらクラブすきっぷ園が保育所の空き部屋を利用して運用しております。

保育所の令和4年度の園児は3歳児までであり、保育室数には余裕がありましたが、令和6年度になると全年齢の園児が在籍し、保育が行われることとなります。資料でもお示ししましたとおり、令和6年度には空き部屋がなくなり、学童保育を行うスペースがなくなります。よって、新しい学童保育室の建設が必要となってまいります。

放課後プレーパーク「f o r k」を利用されるという選択肢もあるかと存じますが、近年の学童利用児童登録の見込み人数が70人ということ踏まえ、希望する全児童が登録することができ、また確実に利用できる受入れ体制を整えておくことが、自身が掲げる子育てと仕事を自由に選択できる村づくりという点で、非常に重要だと考えております。

あわせて、以前より予期せぬけがや感染症予防の観点からも、幼児教育と学童保育を別施設にすることが望ましいと、運営法人すきっぷ園からも要望も受けておりました。

そして、利用者でもある保護者の送迎の利便性や運営法人の職員連携、業務遂行の観点から、保育施設と学童保育施設の併設が望ましいことは当然であると考え、同敷地内で建設させていただきたいと考えております。

一番重要なのは、今後新しく建設される学童保育室においては、最優先されるべきは利用者であると考えております。利用者の要望を最大限に酌み取り進めること、そして村のコンセプトを落とし込むことが自身のカラーでもあると考えております。

あわせて、その上ですきっぷ園の特色ある保育を引き出すためにも、民設民営を視野に含めて今後様々な検討を進めてまいりたいと、そのように考えております。

議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

続きまして、村民の生活支援についてのご質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染の広がりやロシアのウクライナ侵攻に伴う原油価格・物価高騰により、国民の生活がここ数年で非常に厳しいものになってきております。

村では、国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、3密対策や感染予防に係る事業だけではなく、村民の皆さんの生活支援に関する事業も実施してまいりました。

昨年10月には舟橋小中学校及び保育施設の給食費を無償としたことをはじめ、全世帯の水道料金基本料の補助、農業生産資材価格高騰に対する農業者支援として耕作面積10アール当たり2,000円の支援金を交付したほか、高齢者見守り事業として村内に在宅の75歳以上の高齢者に対し、村内飲食店等の食事等の配達を行ってきております。

これらの事業は、国からの交付金が確定した後に補正予算で対応していることから、昨年10月からの半年間の事業として行っており、令和5年度については、現時点で国からの予算配分等は不明であることから、新年度予算には継続事業としては計上をしてございません。

事業を今後継続して実施する場合、村の予算だけでは対応が非常に負担が大きいことから、国の動向も踏まえ、今後コロナ交付金、もしくはそれに代わる交付金等が配分された場合には、村民の皆様への生活支援に予算を充当していきたいと考えております。

また、令和5年度におきましては、村単独として、住民税非課税世帯に対して水道料金の基本料金についての減免を検討してまいりますので、議員の皆様のご理解のほど、よろしく願いいたしまして、答弁いたします。

○議長（前原英石君） 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） ただいま私の質問に対して答弁いただきましたことをまずお礼申し上げます。

学童保育につきましては、私は、公が行うサービスであるなら、やはり幅広い観点からサービスを行っていただきたいというふうに考えております。

先ほど言いました、日本一小さいこの舟橋村に民営の学童保育、それから村の学童保育、それから子育て支援センターの、学童保育に近いものが出てくるわけですけども、これらは、やはり村がやる以上、皆さんの思い、考えをコラボレーションした、そういうサービスが展開されてもいいんじゃないかなというふうに思っているわけでありませう。

いろんな人たちの考えが集まれば、よりこの舟橋村における特色ある学童保育につながるのではないかと。村外に自慢のできる学童保育ができ上がっていくのではないかと。いうふうに私は思います。せっかくこの1億2,000万の金を投資するのであれば、そういうものを目指していただきたいというのが私の考えであります。

それから、今の村民への生活支援についての答弁であります。これは国からの補助金

待ちをしておりますと、どんどん、どんどん時間が経過していきます。この春4月からこの物価高騰状況がどういうふうに展開していくのか分かりませんが、多分、必ず皆さんは騒ぎ出すんじゃないかなというふうに私は思っているのですが、そこで、村はできないということじゃなくて、何ができるのか、そういうことも実際検討の余地があるのではないかと。村として何をせにゃいかんのかということも、これは村の独自の施策というもので考えてみてもいいんじゃないかなというふうに私は思います。

やる、やらないは別です。必要があれば随時、臨機応変にそういう球を打っていくという、そういうことも必要ではないかというふうに思います。それについて、また村長のご見解をお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 今ほど竹島議員のご質問、ありがとうございました。

学童保育について、公設学童、そして民設学童、そして準じる受皿と、当村においては3つの学童、そして準じる受皿があるということで、今ほどのご提案、その3つを掛け合わせることで自慢の学童が当村に生まれるのではないかというご提案だったかと、そのように受け止めました。

今ほどのご提案、私自身、非常にすてきだなというふうに感じる場所がありましたので、令和5年度以降、この3つの学童の施設及びその準じる受皿の方々とも情報の連携を取りまして、この舟橋村が子育て共助と言われるその一翼を担えるような学童施設となるように対応を進めてまいりたいと、そのように思います。

そして、生活補助の点につきまして、大変厳しいご指摘だったと思います。国からの補助金待ちではない。おっしゃるとおりかなというふうに、私、強く感じる場所でございます。

何ができるかというところを私の目線、民間からこの行政に入ってきたという、そういった視点もさらに生かしながら、改めて当局側で検討させていただき、また適時議員の皆様ともご相談、共有をさせていただいて対応を図りたいと思っておりますので、皆様、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前原英石君） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

（議案の常任委員会付託）

○議長（前原英石君） 次に、ただいま議題となっております議案第1号から議案第14号までは、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

陳 情 に つ い て

○議長（前原英石君） 次に、日程第2 陳情についてを議題とします。

（陳情の常任委員会付託）

○議長（前原英石君） 本定例会において受理した陳情1件は、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

散 会 の 宣 告

○議長（前原英石君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。
本日はこれにて散会します。

午後 0時12分 散会